## 倉吉市上下水道局告示第20号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3の2第2項の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定の更新をし、又は更新をせずその効力を失ったので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号)第9条の規定により告示する。

令和5年10月2日

## 倉吉市長 広田 一恭

## 1 指定の更新をした倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者(16事業者)

指定 番号	住所又は所在地	名 称	代 表 者	
106	鳥取県鳥取市岩吉 96-28	吉野設備工業 株式会社	代表取締役 吉田 峰雄	
107	鳥取県鳥取市鹿野町鹿野 2338-12	株式会社 ながお	代表取締役 長尾 裕昭	
108	鳥取県倉吉市上神 1054-2	アキ設備	代表者 秋藤 進	
113	鳥取県倉吉市秋喜 485-1	有限会社 河本建設	代表取締役 河本 健治	
114	鳥取県倉吉市河北町 57	ベクトサービス 有限会社	代表取締役 鈴木 英一	
117	鳥取県鳥取市千代水1丁目119	西日本環境設備 株式会社	代表取締役 荒川 恵	
118	鳥取県鳥取市津ノ井 302-8	山陰冷暖設備 株式会社	代表取締役 下石 明義	
120	鳥取県鳥取市気高町勝見 184-2	有限会社 池原工業	代表取締役 池原 隆秋	
121	鳥取県鳥取市千代水1丁目11-3	株式会社 オグラ	代表取締役 小倉 豪	
122	鳥取県東伯郡北栄町西園 504-1	住マイル設備	代表者 真住 宏行	
125	鳥取県倉吉市昭和町1丁目243	ヨネダ設備商会	代表者 米田 美樹	
128	鳥取県鳥取市福部町湯山 980-1	早島設備 有限会社	代表取締役 早島 岳大	
129	鳥取県鳥取市賀露町 4017	明生管工 有限会社	代表取締役 廣岩 一路	
131	鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 194-9	有限会社 ダイワ鋼商	代表取締役 花倉 健輔	
132	鳥取県鳥取市青谷町善田 42-2	有限会社 野藤商店	代表取締役 野藤 晃寿	
134	鳥取県鳥取市松並町1丁目168-24	株式会社 オオヒロ	代表取締役 山田 敏行	

## 2 指定の効力を失った倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者 (5事業者)

指定 番号	住所又は所在地	名 称	代 表 者
101	鳥取県鳥取市東大路 280-1	Japan 環境設備 株式会社	代表取締役 谷口 圭一
103	鳥取県東伯郡湯梨浜町藤津 414-1	滝本設備	代表者 滝本 悦雄
104	鳥取県米子市皆生新田3丁目24-36	有限会社 大友設備工業	代表取締役 大櫃 健一
111	鳥取県鳥取市興南町 148	有限会社 大伸設備工業	代表取締役 井口 信正
130	鳥取県倉吉市小鴨534-7	かすい電器設備	代表者 賀須井 史郎

- 3 更新した日又は効力を失った日 令和5年9月30日
- 4 更新後の指定の有効期限 令和10年9月29日まで